

部活動に係る活動方針

京都府立洛水高等学校

1 部活動の目的

- (1) 学校教育の一環として、興味と関心を持つ同好の生徒が、教員等の指導のもと、自主的・自発的に行うことにより、より高い水準の技術や記録に挑戦したり、発表会等に参加し、活動を実践する中で、楽しさや喜びを味わい、学校生活を豊かにする。
- (2) 生徒の自主性を重んじて行われることで、生徒が互いに協力し合って友情を深めるなど、好ましい人間関係の形成に資するとともに、体力の向上や健康の保持増進を図り、生涯にわたってスポーツや文化及び科学等に親しむ態度や豊かな人間形成を育む。

2 部活動運営の在り方

部活動は、教育活動の一環として顧問の指導を受けて計画的に実施する。あくまで学業との調和のもとに行うべきものであって、部活動に熱中するあまり、学業を放棄したり、学校生活に大きな支障をきたすようなことがあってはならない。また、部はその特性をいかす分野において、学校や生徒会に協力しなければならない。

3 設置部活動等

- (1) 体育系
女子バレーボール部、バスケットボール部、バドミントン部、サッカー部
ラグビー部、女子ソフトボール部、ソフトテニス部、陸上競技部、硬式野球部
馬術部、女子ラクロス部、卓球部、山岳同好会
- (2) 文化系
吹奏楽部、軽音楽部、書道部、茶道部、英語部、美術部、放送部
ボランティア部、写真部、サイエンス同好会

4 活動計画

- (1) 「年間活動計画」については、年度当初に生徒指導部に提出し、許可を受けること。
- (2) 「月間活動計画」については、毎月生徒指導部に提出し、許可を受けること。

5 活動時間、活動禁止期間及び特別認可活動

- (1) 活動時間
ア 長くとも平日は3時間程度（朝練習を含む。）、休日に実施する場合は4時間程度とすること。
＜平日の活動時間＞
 - ・夏（4～10月）午後5時30分活動終了、午後6時完全下校
 - ・冬（11～3月）午後5時活動終了、午後5時30分完全下校※平日の活動時間については、1時間以内の延長可（5-(3)-アを参照）

イ 長期休業中の練習については、休日に実施する場合に準ずること。

(2) 活動禁止期間

ア 学校閉鎖日（8月に定める7日間）、年末年始、その他学校が定める。

イ 定期考査の1週間前から試験終了までの期間

(3) 特別活動の認可

次の活動を行う場合は、事前に「特別活動許可届」を生徒指導部に提出し、必ず家庭に連絡し、保護者の理解を得ておくこと。校外で活動する場合は、参加者名簿を添えること。

なお、当日は顧問の指導を必要とする。

ア 延長活動は、活動時間を過ぎて活動する場合で、原則1時間以内とする。

イ 早朝活動は、午前7時から午前8時15分までの間とする。

ウ 休日活動

エ 活動禁止期間の活動

公式の大会、発表会等が活動禁止期間の最終日から1週間以内にある場合で、顧問が必要と認めたとき、活動を行うことができる。

オ 校外活動

カ 対外活動

校内、校外で実施する対外的な活動

6 休養日

週当たり1日以上設定すること。

※月当たり2回程度、土・日曜日に休養日を設定することが望ましい。

7 入退部

(1) 一人1部の加入を原則とする。ただし、自己の能力を良く考慮し、顧問及び学級担任が認めた場合は、2部まで加入登録することができる。但し、体育系の2部を兼ねることはできない。

(2) 部に加入しようとするときは、所定の参加届により、保護者の承認を得て、顧問に届け出た後、顧問から学級担任と生徒指導部に連絡する。

(3) 退部するときは、保護者と話し合い、顧問に申し出て承認を得た後、学級担任と生徒指導部に所定の用紙で連絡する。

8 部の設立と認可

(1) 部の設立は、原則として、同好会の活動を1年程度経た上で、生徒指導部の担当教員の指導のもとに、顧問担当予定の教職員が部設立申請書を作成し、設立予定の前年度中に生徒指導部に届け出る。但し、校長が認めた場合はこの限りではない。

(2) 職員会議は、次に掲げる認可の要件に従って審議し、適当と認めたときは、生徒会代議委員会の承認を経て、校長が認可する。

ア 学校教育上適当である（目的、種類等）。

- イ 活動内容が妥当である（安全、場所、費用等）。
- ウ 技術的指導のできる指導者が得られる（顧問の確保）。
- エ 活動できる部員が保持できる（5名以上。ただし、団体として活動する部は、大会、発表会等に出場できる最低の人数であること）。

9 部活動の停止、休部、解散

- (1) 部員又は部が校則に違反したり、学校や顧問の指示に従わなかった場合又は本校生としてふさわしくない行為があった場合は、部活動を停止し、校長の名のもとに解散を命ずることがある。
- (2) 部活動が不振で、7の(2)の要件を欠いた場合は、休部とする。休部期間は原則として、その年度内とし、年度を越えて要件を欠いた場合は、解散するものとする。

10 合宿・遠征規程

部の合宿・遠征は、年間活動計画の一環として、部活動をより効果的に行うために実施する。

- (1) 実施時期
学校休業中に行う。
- (2) 実施期間
顧問の判断によって決定するが、年間4泊5日以内が望ましい（「宿泊を伴う教育活動の実施について」昭和56年3月29日教育長通知による）。但し、全国大会等の出場で、校長の承認を得た場合は除く。
- (3) 実施場所
目的を達成するのに最も近い場所とする。
- (4) 参加者
当該部員及び当該部の卒業生で、校長の承認を受けた者。なお、参加生徒は事前に校医等の健康診断を受けること。
- (5) 引率者
部顧問を含めて、2名以内の付き添いを原則とする。
- (6) 費用
年度ごとに、交通費、宿泊費等を考慮して決める。
- (7) 手続き
ア 年間における計画の有無を、年度当初に生徒指導部へ提出する。
イ 合宿、遠征の予定1か月以上前（夏季合宿については6月まで）に、実施計画を提出するものとし、職員会議の検討・確認を得る。
ウ 顧問は、保護者の参加承認書を取り、学校医等の健康診断を受けた後、校長の許可を得る。
- (8) 徹夜観測等
以上の合宿の手続きに準じて計画し、生徒指導部、職員会議の承認を経て、校長の許可を得る。

11 部活動の心得

校内における部活動について、生徒は次の事項を厳守すること。

- (1) 部長は常に顧問と連絡をとり、その指導のもとに、正しい部活動が行われるよう努力する。
- (2) 特別の許可を得たとき以外は、定められた活動時間を守り、活動終了後は速やかに下校する。
- (3) 各部の活動場所については、必ず、学校の指示に従う。
- (4) 体育館、グラウンドでの活動は、原則として各部の優先使用時に行うが、顧問・部長間において連絡を密にし、諸設備利用を有効に行い、活動に支障をきたさないように、安全かつ計画的に運営する。
- (5) 校舎、校具、備品等を愛護し、損傷しないように注意する。特に、使用後の後始末を入念にする。
- (6) 健康・安全には十分注意し、万一事故が起こった場合は、速やかに顧問と保健部に連絡する。
- (7) 対外活動については、生徒は次の事項を遵守すること。
 - ア 節度と品位を重んじ、本校の名誉を傷つけないようにすると同時に他校の名誉を重んじることも忘れてはならない。
 - イ 校外活動に参加するときは、原則として制服を着用すること。
 - ウ 特に、計画を綿密にし、事故防止に万全を期すること。